

「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会」第8回議事概要

日 時：平成25年1月23日（水）13：30～15：30

場 所：総務省 8階 国地方係争処理委員会室

出席者：（50音順、敬称略）

小早川光郎（座長）、佐瀬正俊（座長代理）、太田匡彦、大屋雄裕、岡崎泰治郎、
建部雅、西津政信

<行政上の実効性確保に関する論点（論点5（3）行政法と民事法の比較）について>

○土地収用法が代執行として規定したのは、立法者として直接強制を表に出す気にならなかったからではないか。立法者も、民事では「与える債務」で処理できることを知りつつ、行政上の強制執行にはそのようなものがないので、違和感を持ちつつも規定したのではないか。

○抵抗者の排除について正面から規定するべきと言われており、そのとおりと思う。しかし、行政には執行官のような職がなく、法的知識も実力行使のノウハウも弱いことが問題。

○執行体制に関する問題は、①荒事に対応できる能力を持つ人を確保しなければならないこと、②乱暴な執行を防ぐために組織的に分離しておく必要があるのではないかということの2点。

○市町村それぞれが執行組織を持つのは無理と考えると、市町村が共同して、あるいは都道府県単位で持ち、機構上は分離して職員を集中させる体制をつくることはあり得るスキームだと思う。

○広域的な執行体制を確立するのが現実的だと思う。すでに租税滞納整理組合のように一部事務組合や広域連合があり、道筋はできているのではないか。

○判断は裁判所を利用してもいいのではないか。

○市町村が県に頼むとすると、市から県に対する「逆機関委任事務」になって、今まで

の地方分権と違うベクトルの議論をしなければならない。国法体系上、裁判所にするか「逆機関委任事務」にするか、どちらがいいかは厄介な問題である。

○執行力が欠如しているのは地方公共団体だけではなく国も同様。秩序維持組織をなぜ、地方公共団体だけつくるのかという議論になる可能性がある。

○日常の実務的な実力行使は地方のほうが必要性が高いと、ある程度は展開できると思う。

○組織を立ち上げただけではうまくいかず、組織に法的能力や知識を持った人がいて初めてできる。能力を持っている人を採用し、きっちりと訓練する組織のほうがいいだろう。

○裁判所の執行官が行政的なことをやるのは難しいだろうが、民事の「与える債務」に近い代執行の明け渡しや放置自転車の除却程度であればできるのではないか。

○直接強制を認める際に、対人実力行使と対物実力行使で何か変えるのかが問題。直接強制の中にも下位類型として2つ用意したほうがいいのではないか。

<行政上の実効性確保に関する論点（論点5（4）個別法主義から一般法主義（行政共通制度）への移行）について>

○使える手段をメニュー化するとすれば、間接強制（強制金）をどの範囲で併用可能にするかが論点としてある。

○本来の強制執行をやっていくという形でメニュー化することは大いに意義がある。国民にとっても透明性は高くなるし、行政にとっても一定のガイドラインを与えることになる。必要性の高いものからメニュー化していくのが望ましいのではないか。

○地方自治法では、関与の基本類型は自治法を根拠にできることとされ、他省庁の要請は解消できた。それに対応するものを行政執行制度で一般法化するとすれば、一般法に要件を書かないといけないのではないか。代執行、直接強制、間接強制（強制金）と単に何でもやってもいいのではなく、こういうときにはやってよいと書かないとい

けない。

○行政代執行法は、代執行しか書いておらず、それ以外のものを個別法でつくってはいけないとは書いていないし、行政強制ができる場合・できない場合の基準も書いていない。しかし、実際には行政代執行法が誤解されて、直接強制や間接強制（強制金）をつくってはいけないと考えられて強い効果を持ったので、より合理的な立法のあり方を目指す意味はある。

○自治体が条例でメニューを選べるようになれば、公表や行政サービスの供給制限といった非伝統的な義務履行確保手段は見直されるのではないか。公表は、現行の法律で行政が活用できる強制手段が極めて限定されている中で自治体が編み出した手法と言える。

○標準的な使えるものをつくれれば、今後の条例制定はそれを活用する方向に進むだろうし、それによって緩やかに統一されていくだろう。

○使い勝手をよくしなければならないというのが、この制度の難しいところ。権力行使だからといって縛ると、結局、誰も使わないものになってしまう。

○使い勝手をよくしなければいけない一方で、行政の権限拡大であるから、手続保障や組織的分離が必要だろう。